

おおさか CO₂CO₂ポイント + 付与実施要領

I はじめに

大阪府では、小売事業者等（以下「事業者」という。）が、現在運用しているポイントシステムなどを活用して、生産・流通・使用等のライフサイクルの各過程における CO₂ 排出が少ない商品・サービスの購入など、CO₂削減に貢献する行動に対して「おおさか CO₂CO₂ (コツコツ) ポイント+（以下「ポイント」という。）」を付与いただき、脱炭素に資する商品・サービスの選択を促進する事業を行っています。

本事業へご参加いただける事業者におかれましては、本要領をよくお読みいただき、申込をいただきますようお願いいたします。

II ポイント事業について

脱炭素社会の実現に向けては、府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくことが重要であり、大阪府では、脱炭素型の消費行動に対してポイントを付与する取組を通じて、府民の脱炭素への意識改革・行動変容を促進します。

大阪府は、ポイントを付与する事業者に対する取組として以下の内容をご提供しますので、ご活用ください。

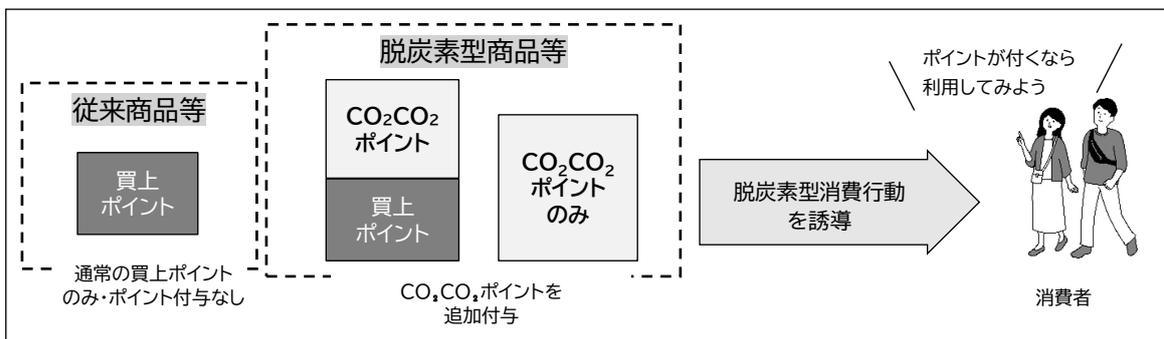
- (1) 広報プロモーションの実施（SNS等の広告、ノベルティの作成・配布）
- (2) カーボンフットプリント（CFP）表示の取組支援
- (3) ポイント付与や脱炭素商品等に関する助言、提言
- (4) おおさか CO₂CO₂ (コツコツ) ポイント連絡協議会を通じたポイント付与事業者との情報共有 など

III 参加資格

- (1) 事業者において、自社のポイント（複数の事業者が用いる共通ポイントを含む）付与制度を有しており、本事業の趣旨を理解のうえ、ポイント付与の実施が可能であること。
- (2) ポイントを付与した延べ人数の報告にご協力いただけること。
- (3) 「おおさか CO₂CO₂ (コツコツ) ポイント+」の推進を図るため、府民の脱炭素への意識改革・行動変容の促進、ポイント付与の普及・拡大について、情報共有や意見交換を行う「おおさか CO₂CO₂ (コツコツ) ポイント連絡協議会」に参加いただけること。

IV おおさか CO₂CO₂ポイントの付与のイメージ

本事業によるポイントの付与のイメージは、以下のとおりです。



V ポイント付与事業者の実施内容

本事業では、(1)～(5)に記載している各項目を実施していただくことになります。

(1) 脱炭素型商品等の選定

ポイント付与事業者が販売等を行う商品・サービスから、CO₂CO₂ポイントの付与対象とする「脱炭素型商品等」を選定してください。「脱炭素型商品等」は、他の商品やサービス等と比較して、生産・流通・使用等の過程でCO₂排出が少ないものである必要があります。

対象となる「脱炭素型商品等」のイメージの例を次に示します。想定される商品等が「脱炭素型商品等」に当てはまるかどうか不明な場合は、お問合せください。

CO₂CO₂ポイントの付与対象となる脱炭素型商品等のイメージ(例)

		商品等	関連行動	
製品	食品	生鮮品等	地産地消の野菜・肉・魚、地産地消食材を使用又は店内加工した惣菜	量り売り、当日消費期限商品の購入、マイ容器の利用
		加工品	個包装していないお菓子、代替肉製品、昆虫食製品、ラベルレスのPET飲料水、リサイクル素材の容器	量り売り、てまえどり、マイボトル・マイ容器の利用、包装の断り、缶・ペットボトル・トレイの回収ボックスへの持込み、カトラリー辞退
	非食品	日用品	詰め替え製品、紙容器入りの物、プラスチック代替素材製品、使い捨てでない製品、再生紙トイレットペーパー、布の傘、植物油インキ使用のパッケージ商品	量り売り、容器の返却・回収ボックスへの持込み、傘シェアリング
		化粧品	詰め替え製品、受賞品（サステイナブルコスメアワード等）	化粧品容器回収
		衣料品	リサイクル素材の服、オーガニック100%の服、リユース品	不要な衣料品の回収ボックスへの持込み、クリーニングハンガーの持込み
		電化製品	省エネラベルの星が多い電化製品、LED照明	
サービス	移動・輸送	公共交通（電車・バス等）の利用、EV利用（カーシェア含む）	車から鉄道への転換	
	外食・飲食	地元産の食材メニュー	食べきりの推奨、食べ残しのマイ容器での持ち帰り	
	旅行・観光	CO ₂ 排出量の少ないホテルでの宿泊	アメニティやリネン類交換・清掃の断り	
	電力	再エネ電力の使用		

※関連行動に関しても、ポイントの付与対象とすることができます。

(2) ポイント付与期間や店舗、割合（数）の設定

選定した脱炭素型商品等に対して、ポイントを付与する期間、店舗、割合（数）を設定してください。

(3) 消費者・従業員への効果的な周知啓発

消費者に対して、啓発イベント・キャンペーン、ホームページ、売場でのPOPやチラシ・ポスターなどにより、脱炭素型商品等の情報発信をお願いします。

また、脱炭素型商品等が、どのように脱炭素に寄与するのかを消費者に対してわかりやすく伝えるようにPOPや掲示物を作成して売場に設置するなどの工夫も行ってください。

さらに、ポイント付与を実施する店舗従業員に対しても、本事業の趣旨を十分ご理解いただけるように周知をお願いします。

(4) ポイントの付与の実施

令和8年度における任意の期間に、脱炭素商品等の購入者等に対し、ポイントの付与を実施してください。

※消費者への周知・啓発効果等を鑑みて、複数の期間に分けてポイント付与を実施することも可能です。また、ポイント付与状況等に応じて、事務局と協議の上で、途中で終了することも可能です。

(5) 報告

定期的にポイント付与した延べ人数の報告をお願いします。

VI その他

幅広い業種・業態の事業者がポイント付与を行う際に役立つ「おおさかCO₂CO₂ポイント+（脱炭素ポイント）に関するガイドライン」を令和6年度に作成しましたので、ポイント付与の検討や申込の際にお役立てください。

- [【概要版】おおさかCO₂CO₂ポイント+（脱炭素ポイント）に関するガイドライン](#)
- [おおさかCO₂CO₂ポイント+（脱炭素ポイント）に関するガイドライン](#)
- [ガイドライン別紙（参加事業者事例）](#)

また、必要に応じて、アンケート調査を実施しています。アンケート実施の際はご協力をお願いします。

VII 申込について

1 書類の提出期限

令和8年3月26日（木曜日）から令和8年12月25日（金曜日）まで

2 書類の提出先（問合せ先）

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 府民共創グループ

メールアドレス eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話番号 06-6210-9287